

中郷中学校改善要望

資料No.1

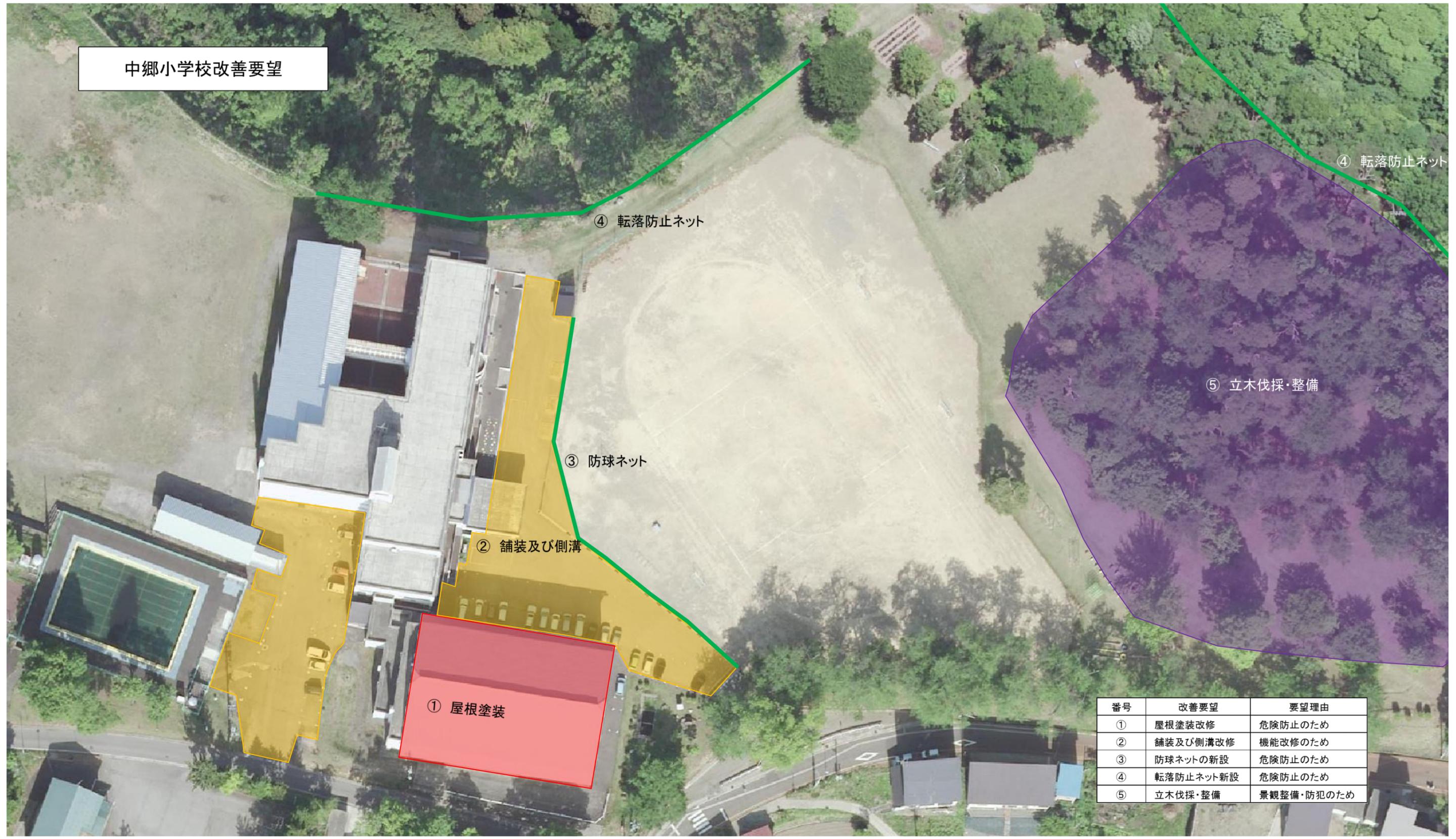
第5回地域協議会

R1.7.25

①グラウンド排水改修

番号	改善要望	要望理由
①	グラウンド排水改修	排水不良により使用不可があるため

中郷小学校改善要望



④ 転落防止ネット

④ 転落防止ネット

⑤ 立木伐採・整備

③ 防球ネット

② 舗装及び側溝

① 屋根塗装

番号	改善要望	要望理由
①	屋根塗装改修	危険防止のため
②	舗装及び側溝改修	機能改修のため
③	防球ネットの新設	危険防止のため
④	転落防止ネット新設	危険防止のため
⑤	立木伐採・整備	景観整備・防犯のため

視察研修テーマについて出た意見

第4回地域協議会（6月27日開催）

委員	テーマ	視察候補先
古川委員	地元のおもてなしを含めた地域活性化	牧の高尾のお茶のみ散歩 (11/10(日)限定)
荒川委員	有害鳥獣等との共存	柿崎ブーシェリー
高橋委員	若者が住み続けるまちづくり	秋山郷（津南町？）
高橋会長	宅地開発、子育て支援重視	出雲崎町

《行程案（検討用）》

1. 牧区、柿崎区方面（11/10(日)のみ）	2. 津南町（秋山郷）10月末～11月初め	3. 出雲崎町10月末～11月初め
9：30 中郷区総合事務所 発 10：30 牧区高尾集落 着 ～14：30 お茶のみ散歩 ※各おもてなしでお腹いっぱいになる予定 14：40 牧区高尾集落 発 15：40 柿崎区柿崎ブーシェリー 着 ～16：10 施設見学 16：20 柿崎区柿崎ブーシェリー 発 17：20 中郷区総合事務所 18：00 意見交換会（会場未定）	8：30 中郷区総合事務所 発 10：00 津南町役場 着 ～11：00 若者が住み続けるまちづくりの 取組講話(意見交換含む(予定)) ※子育て、若者の支援等 11：00 秋山郷担当の地域おこし協力隊 ～14：30 から地域の取組講和+現地視察 ※昼食の時間も含む 14：30 現地 発 16：50 中郷区総合事務所 17：30 意見交換会（会場未定）	11：45 中郷区総合事務所 発 13：15 出雲崎町役場 着 ～14：15 宅地開発、子育て支援の取組講話 (意見交換含む(予定)) 14：15 分譲団地、町営住宅等見学 ～15：15 15：25 現地 発 16：55 中郷区総合事務所 17：30 意見交換会（会場未定）

※受入れの依頼については、視察先が決まり次第相談。

資料No.3
第5回地域協議会
R1.7.25

総合事務所の時間外受付の見直し(案) について

上越市中郷区総合事務所

1 見直しの経緯

- 現在、区総合事務所や木田庁舎では、市民の利便性の向上を図るため、平日の夜間等*に、当直を2人置いて一部の窓口業務（時間外受付）を実施しています。
- ※ 平日の夜間等は、「平日の職員退庁後の17時15分～翌日8時30分までと、土日・祝日の休日」を表します。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」や、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 上越市では平成30年度に約1,400の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要性があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととしました。

2 見直しの概要

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直し案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、時間外受付の実績を考慮し、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、平日の夜間等*はこれまでどおり当直を置いて時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の10区（中郷区、安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、平日の夜間等*は時間外受付を開設しない（＝当直を置かない）ものとします。

(2) 戸籍届等の手続きについて

- 平日の夜間等*の戸籍届等の手続きは、中郷区総合事務所ではできなくなります。木田庁舎または時間外受付を開設する3か所のいずれかの総合事務所で手続きすることが出来ます。

(3) 平日の夜間等*の総合事務所への電話について

- 平日の夜間等*の災害や熊の出没情報など緊急を要する連絡は、今までどおり中郷区総合事務所へ電話していただければ、電話は自動で板倉区総合事務所へ転送され、転送先の当直が対応し、必要に応じて中郷区の職員へ連絡が入ることになります。

<電話自動転送案>

○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎へ転送
○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所へ転送
○大湊区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所へ転送
○中郷区、牧区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所へ転送

(4) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり市職員が対応します。
- 火災の発生・鎮火及び停電に関する放送は、原則、行わない方針です。
 - ※消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、参集対応を図っています。
 - ※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合など、市民の皆さんに危険や生活上の支障が及ぶ場合には、この原則によらず対応を図ります。
- 市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）昼夜を問わず配信④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など） |
|--|

- ※ 火災については、消防署のテレホンガイド 025-522-2200 にかけていただければ、自動音声で火災発生情報を聞くことができます。
- ※ 火災や停電情報を得るための電話番号や安全メールの登録方法については、全世帯にチラシを配布するなどしてお知らせします。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおり 8 時 30 分から 22 時までご利用いただけます。※管理人を 1 人配置する予定です。

3 今後の予定

- 見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和 2 年 4 月から見直した内容で実施したいと考えています。

中郷区総合事務所の時間外受付に関する状況

1 戸籍届受付状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
死亡届	12	20	18
出生届	0	0	0
婚姻届	1	0	0
離婚届等	0	1	1

2 証明書交付状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民票・印鑑証明	19	11	11

3 電話対応状況（平成30年度）

		昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~翌8:30)	合計
合計	平日	—	27	27
	休日	45	7	52
	合計	45	34	79
月平均	平日	—	2.3	2.3
	休日	3.8	0.6	4.3
	合計	3.8	2.8	6.6

※火災やクマ目撃の通報など宿日直日誌に記録が残っているものを集計。

4 火災発生状況

	平成28年	平成29年	平成30年
年間発生件数	1	1	0
うち時間外 〔平日の17:15~翌8:30 と休日の全部〕	1	1	0

※発生時と鎮火時に防災行政無線で放送。

5 時間外受付関連経費（令和元年度契約額）

内 容	金 額
時間外受付業務委託	約726万円
機械警備業務委託	約31万円
行政事務嘱託員報酬	約18万円
計	約775万円

ガス水道局南部営業所及び中郷区営業所の移転・統合について

1 体制変更の概要

ガス水道局の目指す姿

- ①安全、安心な都市ガス・水道水の安定供給
- ②健全な経営
- ③施設・管路更新に必要な資金の確保

第2次中期経営計画の基本方針（計画期間：平成27年度～令和4年度）

- ①安全で安定した供給
- ②ガス販売の促進
- ③水道の将来需要に即した施設更新
- ④持続可能で機動的な事業経営

災害や事故への備え

- ①ガス水道施設の強靱化 … ガス水道施設の計画的な更新及び耐震化
- ②監視体制の強化、情報収集の迅速化 … 中央監視による情報の一元化、総合事務所との連携
- ③機動力の強化 … 一定規模の職員数の配置

具体的な対応策

- ①管路の耐震化 ⇒ 計画的に実施
(H30年度実績：ガス管路耐震化率99.9%、水道基幹管路耐震適合率35.0%)
- ②警報・制御設備の更新 ⇒ 市内の全供給区域のガス施設を一元管理
中郷区浄水場の電気計装設備を更新 } 平成30年度実施済み
- ③保安・監視体制の見直し ⇒ **南部営業所及び中郷区営業所の移転・統合**
集約先総合事務所である板倉区総合事務所へ事務所を移転し統合

2 体制変更後の窓口対応

(1)漏水やガス漏れ時の問い合わせ先

【現行】		【体制変更後】	
住所	問い合わせ先	住所	問い合わせ先
板倉区	南部営業所 (清里区総合事務所内)	板倉区	南部営業所 (板倉区総合事務所内)
清里区		清里区	
牧区		牧区	
中郷区	中郷区営業所 (中郷区総合事務所内)	中郷区	

(2)ガス・水道・下水道等料金のお支払い

従来どおり、総合事務所及び営業所の窓口で支払いいただけます。

3 変更時期 **令和3年4月から** ※令和2年度に予算計上し、同年度中に整備する予定。

《参考》体制変更後の組織体制

【現行】			【体制変更後】		
名称	所在地	所管区域	名称	所在地	所管区域
本局	木田	合併前上越市、三和区、頸城区、名立区	本局	木田	合併前上越市、三和区、頸城区、名立区
東部営業所	浦川原区	安塚区、浦川原区、大島区	東部営業所	浦川原区	安塚区、浦川原区、大島区
北部営業所	柿崎区	柿崎区、大潟区、吉川区	北部営業所	柿崎区	柿崎区、大潟区、吉川区
南部営業所	清里区	板倉区、清里区、牧区	南部営業所	板倉区	板倉区、清里区、牧区、中郷区
中郷区営業所	中郷区	中郷区			

体制変更後の事務所所在地及び所管区域図



中郷区営業所の南部営業所への統合について

問1 中郷区営業所の南部営業所への統合の目的は何か。

(答)

- 災害時の対応力を強化するためです。
- 現在、中郷区営業所では、職員3名でガス及び水道の維持管理や施設整備などの業務を行っています。
- ガス事業では、ガス本管の耐震化率はほぼ100%であり、監視システムの更新も平成30年度に完了し、市内ガス施設の送出力の一元管理が可能となりました。
- 水道事業では、計画的に水道本管の更新を行っているほか、電気計装設備を平成30年度までに更新し、浄水場内での水づくりは全て自動化^{*1}したこと、浄水場の点検頻度も減少^{*2}することができました。
- このような監視システムなどの更新により、パソコン上で24時間の状況を監視・記録できるようになったほか、各施設で異常が発生した場合は自動的に職員へ連絡が入り、即時に対応することが可能となりました。
- 以上の取組の結果、通常時の業務量においては、3名の職員数が適切な状況ですが、近年の自然災害が多発している状況の中、災害時に備え、初動対応をはじめとする機動力の確保を図るためには、限られた職員数を一定程度、集約しておく必要があります。
- このため、災害時に様々な情報が集まり、産業・建設グループの集約先総合事務所である板倉区総合事務所に南部営業所を移転した上で、そこに中郷区営業所の人や機材を統合するものです。

問2 中郷区営業所を廃止することで、都市ガスや水道水の安定供給に支障が生じないか。

(答)

- 中郷区営業所では、通常業務において、職員3名のうち通信・連絡担当として1名が事務所に残る必要がありますが、他の1名が工事現場で監督業務に携わる間に、ガス漏れや漏水等の緊急時対応を残る1名で行う場合、時間がかかってしまうのが実情です。
- また、災害時において、1名で出動することは、二次災害の危険性が伴い、大きな課題があると考えています。
- 一方、中郷区営業所と南部営業所を統合し、職員数を9名に集約することにより、通信・連絡担当の1名を除く8名の職員を2名1班体制で計4班を編成することができます。現場作業を2名体制とすることで、緊急対応に要する時間を短縮でき、また、4班体制とすることで複数の現場への同時出動が可能になります。
- 今回の営業所の再編により、これまで以上にガスと水道の保安体制が強化され、都市ガスや水道水の安定供給につながるものと考えています。

問3 板倉区に営業所を移転した場合、中郷区に営業所があった時に比べ、現地到着までの時間がかかることになるが、大丈夫なのか。

(答)

- 板倉区総合事務所に移転した場合、南部営業所が所管する都市ガスの供給区域のうち、営業所から最も遠い中郷区岡川地区までの距離は13km、現場に到着するまでの時間は23分で、現在よりも20分程度遅くなる見込みです。
- 到着時間は伸びるものの、問2で述べたとおり、2名1班体制が可能となることから、現地での作業時間は短縮するものと考えています。
- 都市ガスを供給する他の区域につきましては、本局が所管する地区で最も遠い西田中地内までの距離は14kmで移動時間は21分、また、北部営業所が所管する地区で最も遠い大瀧区犀潟地内までの距離は10kmで移動時間は17分であり、これらと比較しても、中郷区への移動に著しく時間を要するということはありません。
- また、ガスの監督官庁である「関東東北産業保安監督部」と協議したところ、到着時間については、保安上問題ないとの回答をいただいています。
- なお、平成29年度から当時の大瀧区営業所を北部営業所へ統合した際の住民説明会において、移動時間が長くなることへの心配の声をいただいたところですが、これまでに、統合に伴う問題は発生しておらず、苦情もいただいております。

問4 ガスの保安体制が心配だが、大丈夫なのか。

(答)

- ガス本管の耐震化率はほぼ100%となっていることや、本局でも供給所の監視が可能となったことから、ガスの保安体制は、市町村合併時に比べ、格段に向上しています。
- また、都市ガスをお使いのご家庭には、ガス漏れを検知した際や大きな地震による揺れを感知した時に自動でガスを遮断する「マイコンメーター」を全戸に設置しており、万一の事故や災害に備えています。
- さらに、個人の敷地内の配管や宅内の給湯器やコンロなどのガス消費機器について、4年に一度の頻度でガス漏れ検査等を行うなど、定期的に点検を実施しています。
- このような従来からの取組に加え、今回の営業所の統合により、専門的なガスの知識や技術を有する管内の職員が3名から9名に増加することで、中郷区における万一の事故や災害の際にも、その機動力と対応の迅速化が期待できるものと考えています。

問5 大規模な災害が発生した場合は、どう対応するのか。

- (答)
- 事故や災害の規模により、南部営業所だけでは対応できない場合には、本局や他の営業所から応援職員を派遣し対応します。
 - また、大規模な災害等により当市の職員だけでは対応ができない場合は、「一般社団法人日本ガス協会」や「公益社団法人日本水道協会」を通じ、応援隊の派遣を要請し、全国の水・水道事業者の仲間力も借りながら、一日も早い復旧に努めます。
 - なお、当市においては、幸いにしてこれまで応援隊の派遣を受け入れるような大規模な災害や事故は発生していませんが、近年では阪神淡路大震災を始め、中越地震、中越沖地震、東日本大震災などの際に、職員を被災地に派遣し、災害復旧に尽力してきました。その際、当局の職員が「水道」のみでなく「ガス」の復旧にも対応できたことで、被災地の方々から大変喜ばれました。

問6 市民への影響はないのか。サービスの低下はないのか。

- (答)
- この度の移転・統合は、市の組織体制及び執行体制を変更するもので、市民へのサービス内容を変更するものではありません。
 - 道路上で漏水が発生した場合やガス漏れ等の際は、移転・統合後は板倉区総合事務所内の南部営業所へご連絡をいただくこととなります。
 - 夜間・休日においては、移転後の南部営業所へご連絡をいただくと自動的に本局へ転送され、本局の保安待機者から南部営業所の職員へ連絡し、出動します。
 - また、ガス・水道・下水道等料金のお支払いにつきましては、従来どおり、総合事務所の窓口や営業所の窓口でお支払いいただくことができます。
 - なお、対象地域の住民の皆さまへは、令和2年度に区だよりやガス・水道の検針時に配布させていただくチラシなどにより、新しい南部営業所の連絡先などをお知らせします。

《問1の補足説明》

- ※1「水づくりは全て自動化」
松ヶ峯配水池の貯水量を検知し、水づくりに必要な原水量や薬品注入量等を自動運転している。
- ※2「浄水場の点検頻度も減少」
従来は、週2回の定期点検、並びに週数回の水量及び薬品注入量調整のための点検を行っていたが、現在は、週1回の定期点検のみ実施している。

《参考》中郷区営業所の過去3か年における電話対応処理及び出動件数

年度	区分	ガス	水道	内容
H28	平日	1件	0件	マイコンメーター点滅対応(1)
	夜間・休日	0件	0件	
H29	平日	0件	0件	
	夜間・休日	0件	0件	
H30	平日	1件	0件	マイコンメーター点滅対応(1)
	夜間・休日	1件	0件	マイコンメーター点滅対応(1)